

別表（総括表）

区分	細区分	相手方情報の有無	相手方等個人に関する情報の種類	類型 (別表1～3の「3 不開示とされた部分の類型」欄に対応)	審査会の判断		当該日程等の開示・不開示
					青森県知事個人に関する情報としての条例第7条第3号ただし書該当性	相手方等個人に関する情報としての条例第7条第3号ただし書該当性	
庁舎内日程	-	相手方情報なし	-	相手方情報を含まない庁舎内日程	ただし書八該当	-	開示妥当
		相手方情報あり	青森県知事と面談等を行い、又は当該面談等を補助する公務員の職務遂行に係る情報	公務である相手方情報を含む庁舎内日程	ただし書八該当	ただし書八該当	開示妥当
			青森県知事と面談等を行い、又は当該面談等を補助する公務員の職務遂行に係る情報及びそれ以外の情報	公務及び公務以外双方の相手方情報を含む庁舎内日程	ただし書八該当	一部ただし書八該当 (相手方情報が公務であるときは、当該公務員の職務遂行に係る情報は、ただし書八に該当する。それ以外の情報はただし書に該当しないが、相手方情報以外の部分は、条例第8条第2項の適用により、条例第7条第3号に該当しない。)	一部開示妥当
			青森県知事と面談等を行い、又は当該面談等を補助する公務員の職務遂行に係る情報以外の情報	公務以外の相手方情報を含む庁舎内日程	ただし書八該当	非該当 (相手方情報以外の部分は、条例第8条第2項の適用により、条例第7条第3号に該当しない。)	一部開示妥当
庁舎外日程	特定の政治的活動に係る日程	相手方情報なし	-	相手方情報を含まない特定の政治的活動に係る日程	ただし書イ該当	-	開示妥当
		相手方情報あり	会合の名称等に記録されている相手方等個人に関する情報	会合名称等に係る相手方情報を含む特定の政治的活動に係る日程	ただし書イ該当	ただし書イ該当	開示妥当
			会合の名称等に記録されている相手方等個人に関する情報及びそれ以外の情報	会合名称等とそれ以外双方に係る相手方情報を含む特定の政治的活動に係る日程	ただし書イ該当	一部ただし書イ該当 (会合の名称等であって、相手方情報を含むものは、ただし書イに該当する。それ以外の情報はただし書に該当しないが、相手方情報以外の部分は、条例第8条第2項の適用により、条例第7条第3号に該当しない。)	一部開示妥当
	庁舎外職務日程	相手方情報あり	青森県知事と面談等若しくは会合を行う首長等又は当該面談等若しくは会合を補助する公務員の職務遂行に係る情報	公務である相手方情報を含む庁舎外職務日程	ただし書八該当	ただし書八該当	開示妥当
			青森県知事と面談等若しくは会合を行う首長等又は当該面談等若しくは会合を補助する公務員の職務遂行に係る情報及びそれ以外の情報	公務及び公務以外双方の相手方情報を含む庁舎外職務日程	ただし書八該当	一部ただし書八該当 (相手方情報が公務であるときは、当該首長等又は公務員の職務遂行に係る情報は、ただし書八に該当する。それ以外の情報はただし書に該当しないが、相手方情報以外の部分は、条例第8条第2項の適用により、条例第7条第3号に該当しない。)	一部開示妥当
			青森県知事と面談等若しくは会合を行う首長等又は当該面談等若しくは会合を補助する公務員の職務遂行に係る情報以外の情報	公務以外の相手方情報を含む庁舎外職務日程	ただし書八該当	非該当 (相手方情報以外の部分は、条例第8条第2項の適用により、条例第7条第3号に該当しない。)	一部開示妥当
			上記以外の情報	-	-	その他情報	非該当

注1 「日程」とは、本件情報のうち、青森県知事の行動予定そのものであって、専ら時刻によって特定されるひとまとまりの部分を用いる。

2 「公務」とは、「公務員の職務の遂行に係る情報」を用いる。

3 「職務遂行に係る情報」とは、「職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分」を用いる。

4 「庁舎内日程」には、その記録自体から青森県知事の私事であることが明らかであると認められるものを含まない。

5 別表1～3の「4 審査会の判断」において一部開示とした日程等に係る「5 開示すべき部分」については、相手方情報が開示すべき部分から除かれることにより、結果として、当該日程等の全部が開示とされないことがある。